

青梅市立霞台小学校 P T A 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この個人情報取扱規程は、青梅市立霞台小学校 P T A（以下「本会」という。）が取得、保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(個人情報の取得)

第3条 本会が取り扱う個人情報については、本会へ提出された次の事項とする。

- 1) 会員氏名
- 2) 電話番号等連絡先
- 3) その他本会が必要と認めた事項

(個人情報利用の同意)

第4条 本会が取得した個人情報（以下「保有個人情報」という。）にかかる利用の同意については、会員より提出されたことをもって同意したものとみなす。

(同意の取消)

第5条 会員は、正当な理由がある場合に限り、保有個人情報にかかる利用の同意を取り消すことができる。

- 2) 本会は会員より不同意の申し出があった場合は、速やかに該当する個人情報を破棄または削除しなければならない。ただし、既に周知したものについては削除の連絡をもってこれに代える。

(利用目的)

第6条 本会の保有個人情報については、次の目的のために利用する。

- 1) 管理等のための連絡
- 2) 本会役員および各委員の選出
- 3) その他、本会が必要と認める事項

(管理)

第7条 保有個人情報については、本会が適正に管理し、不要となった個人情報については適正かつ速やかに廃棄する。

(目的外利用および外部提供の制限)

第8条 本会は、保有個人情報を利用目的の範囲を超えた利用（以下「目的外利用」という。）または本会以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

- 2) 前項の規定にかかわらず、本会は次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用または外部提供をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) 国もしくは地方公共団体またはこれに準ずる公共的団体が、法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要があるとき。

付則

- 1 この規定は、2021年度定期総会の承認をもって施行し、同年4月1日より適用する。